

山梨交響楽団団則

第1章 総 則

第1条（名称） この団は、山梨交響楽団という。（以下団という）

- 2 通称等 団の通称は「梨響」、
英語表記は「YAMANASHI SYMPHONY ORCHESTRA」、
イニシャルは「Y.S.O.」とする。

第2章 目的および活動

第2条（目的） この団は、県民の自主的参加により、音楽を演奏する場と、鑑賞する場をつくり、演奏技術の向上と相互の親睦を図り、もって県内の音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業及び活動） この団は、前条の目的を達成するために、次の事業及び活動を行なう。

- (1) 定期演奏会を年1回以上開催する。
- (2) 定期演奏会以外の演奏会及び発表会を行う。
- (3) 練習を週1回以上実施する。
- (4) 様々な楽器編成による種々のアンサンブルを行う。
- (5) プロ演奏家等による楽器講習会を行う。
- (6) 県内の児童・生徒等を対象とした楽器講習会等を行う
- (7) 団員相互の親睦を図るためのレクリエーションを行う。
- (8) (社)日本アマチュアオーケストラ連盟に入会し、連盟の行う事業に協力・参加する。
- (9) 山梨県芸術文化協会音楽部門に所属し、協会の行う事業に協力・参加する。
- (10) その他団の目的を達成するために必要な事業及び活動を行う。

第3章 団 員

第4条（構成） この団の団員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正団員 この団の目的に賛同して入団した個人。
 - (2) 学生団員 この団の目的に賛同して入団した個人のうち、大学生以下の者。
- 2 団員は、第18条に掲げる常任委員会のいずれかに所属しなければならない。但し、第8条の役員に選任された場合はこの限りではない。

第5条（資格） この団の団員は、次の各号の全てを満たす個人とする。

- (1) クラシック音楽を愛好し、自らの演奏について向上心があること。
- (2) 定められた練習に継続的に参加できること。
- (3) 定められた団費、負担金を遅滞なく支払う能力を有すること。
- (4) 未成年の学生団員にあっては、親権者の同意があること

第6条（入団規定） この団の入団規定は別に定める。

第7条（団費） 団員は別に定める団費を期日までに納入しなければならない。

第4章 組 織

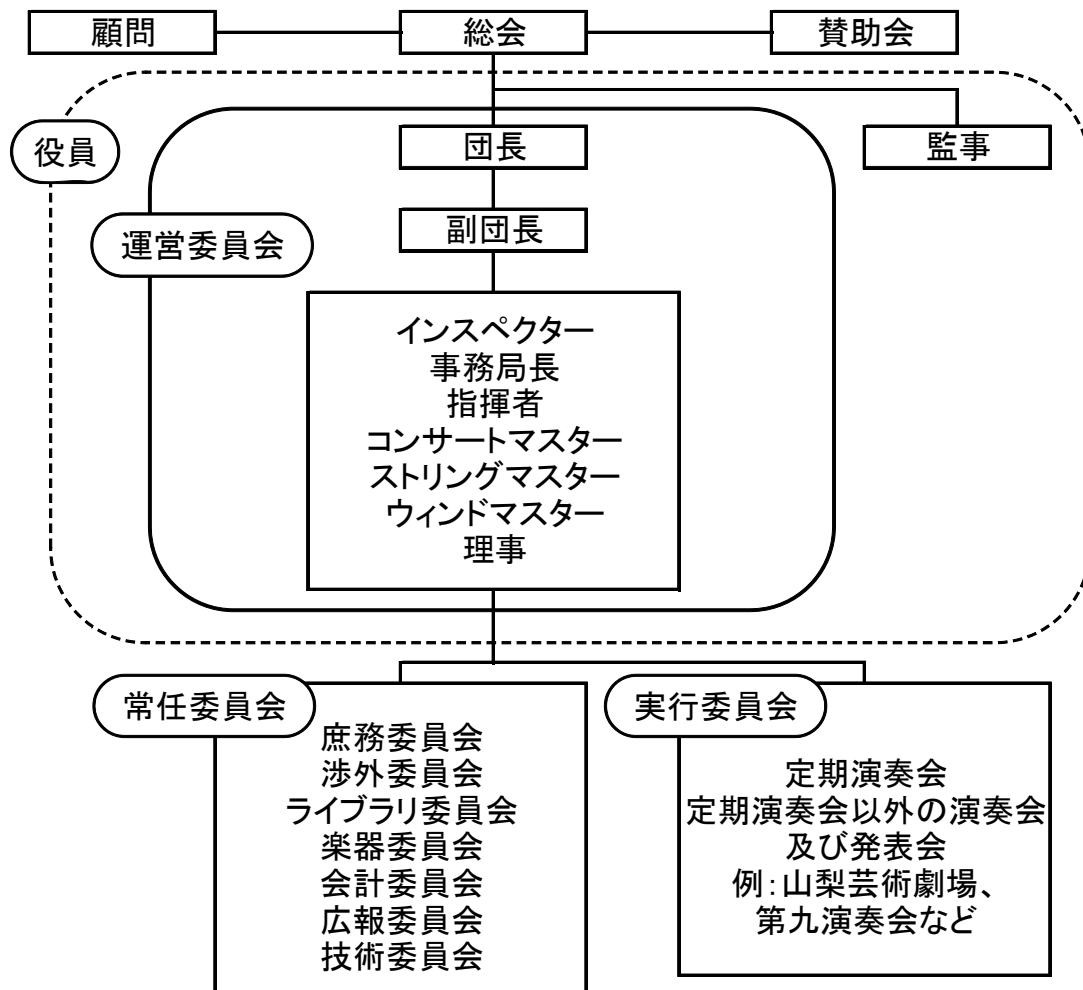
第8条（役員） この団に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 8名以上
- (2) 監事 2名。

2 運営委員の役職は次の通りとする。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長（運営委員長） 1名以上
- (3) インспекター 1名以上
- (4) 事務局長 1名
- (5) 指揮者 1名以上
- (6) コンサートマスター 1名
- (7) ストリングマスター 1名
- (8) ウィンドマスター 1名
- (9) 理事 0～6名以内

山梨交響楽団組織図



第9条（役員を選任等） 運営委員及び監事は、総会において団員並びに団員の推薦を受けた者の中から選任する。

2 運営委員及び監事は、相互にこれを兼ねることは出来ない。

第10条（役員の職務） 団長は、この団を代表し、団務を総理する。

2 団長は次の職務を所管する。

- ・総会の招集
- ・賛助会事務局
- ・外部との折衝
- ・団の維持発展と運営の監督

3 副団長は団長を補佐し、団長が事故ある時は、その職務を代行する。

4 副団長は運営委員長を兼務し、運営委員会を統括し、団務を執行する。

5 インспекターは次の職務を所管する。

- ・練習計画作成
- ・練習及び演奏会等の出欠把握
- ・客演指揮者との連絡調整
- ・演奏メンバー管理
- ・演奏メンバー紹介
- ・エキストラ計画
- ・練習会場手配

6 事務局長は次の職務を所管する。

- ・総会、運営委員会の書記
- ・事務局の運営、管理
- ・入団に関する受付
- ・外部からの問い合わせ窓口
- ・演奏会の後援依頼
- ・演奏会会場手配、申し込み

7 指揮者は次の職務を所管する。

- ・演奏会の指揮
- ・練習の指揮
- ・演奏会の選曲に関すること
- ・練習計画の作成
- ・そのほか団の演奏の向上に関すること

8 コンサートマスターは次の職務を所管する。

- ・演奏に関する総責任者
- ・弦のプルト・管打のパートの決定に関すること
- ・演奏会の選曲に関すること
- ・練習計画の作成
- ・団の演奏の向上に関すること

9 ストリングマスター、ウィンドマスターは次の職務を所管する。

- ・演奏に関する弦楽器、管打楽器の責任者
- ・弦のプルト・管打のパートの決定に関すること
- ・演奏会の選曲に関すること
- ・練習計画の作成
- ・技術委員会の会務を遂行

10 理事は、常任委員会の委員長を務め、それぞれの委員会の会務を遂行する。

11 監事はこの団の会計、運営委員の職務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第11条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 第12条（パートリーダー） この団の楽器の種類毎にパートリーダーを置く。
- 2 楽器の種類は、Vn1,Vn2,Vla,Vc,CB,Fl,Ob,Cl,Fg,Hr,Tp,Trb（Tu含む）,Per（Hp含む）の13パートとする
 - 3 パートリーダーは次の職務を所管する。
 - ・演奏会のプルト案、パート案の作成
 - ・パートメンバーの練習及び演奏会等の出欠把握
 - ・パートの技術向上に関する事
 - ・他のパートとの連携に関する事
 - 4 パートリーダーは、パート毎に互選により選任し、総会で承認する。
- 第13条（賛助会） この団の発展のため、この団に賛助会をおく。
- 2 賛助会の設置、運営に関しては、別にこれを定める。
- 第14条（顧問） この団の発展のため、この団に顧問をおくことができる。
- 2 顧問に関する事項については、別にこれを定める。
- 第15条（事務局） この団の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の設置場所については別に定める。

第5章 会 議

- 第16条（総会） この団の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。
- 2 総会の構成は、第4条の団員をもって構成する。
 - 3 総会では、この団則で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員を選任、解任
 - (4) 団費の額
 - (5) 団則の承認、変更
 - (6) その他この団の運営に関する重要事項
 - 4 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 5 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 運営委員会が必要と認めるとき。
 - (2) 団員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
 - (3) 監事から監査結果の報告のため開催の請求があったとき。
 - 6 総会は、団長が招集し、議長には団長があたる。
 - 7 総会は、団員の過半数の出席をもって成立する。
 - 8 会議の議事は、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第17条（運営委員会） この団の運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員会では、この団則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - ・定期演奏会をはじめ、団の諸行事の企画
 - ・立案・選曲・交渉等
- (3) 新入団員の承認に関する事項。
- (4) その他総会の議決を要しない団務の執行に関する事項。

3 運営委員会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 団長、または運営委員長が必要と認めるとき。
- (2) 運営委員の3分の1以上から開催の請求があったとき。
- (3) 監事から監査結果の報告のため開催の請求があったとき

4 運営委員会は、運営委員長が招集し、議長には運営委員長があたる。

5 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第18条（常任委員会） この団に次の常任委員会を置く。

- (1) 庶務委員会
- (2) 渉外委員会
- (3) ライブラリー委員会
- (4) 楽器委員会
- (5) 会計委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 技術委員会

2 常任委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

3 常任委員は、通常総会の1ヶ月前に公募し、立候補及び推薦により、候補者を受け付け、通常総会で承認する。

4 常任委員のうち、技術委員については、指揮者、コンサートマスター、ストリングマスター、ウィンドマスター及び、各楽器のパートリーダーで構成する。

5 常任委員会の委員長は、委員の中から互選する。

第19条（常任委員会の会務）

- (1) 庶務委員会
 - ・備品の購入計画・管理
 - ・練習会場の保全管理
 - ・出欠記録、名簿の作成
 - ・活動記録、練習日誌の記載
 - ・入団希望に関する受付け窓口と手続き
 - ・入団のしおり作成
 - ・団員の親睦のためのレクリエーション企画

- (2) 渉外委員会
 - ・演奏会の実行委員長
 - ・指揮者他の宿泊、きっぷ手配（インスペクターと連携）
 - ・指揮者・賛助出演者の送迎手配
 - ・演奏会の招待状リスト作成、発送
 - ・賛助会事務

- (3) ライブラリー委員会
 - ・コンサート用楽譜の準備及び管理
 - ・楽譜の練習番号の調整
 - ・楽譜の購入計画
 - ・楽譜写譜等業務
 - ・楽譜の貸借に関する業務

- (4) 楽器委員会
 - ・団所蔵楽器の管理
 - ・楽器の購入計画立案
 - ・楽器の運搬計画の作成・指示
 - ・楽器の貸借に関する業務

- (5) 会計委員会
 - ・一般会計及び特別会計の出納事務の管理
 - ・団活動に必要な資金の確保
 - ・団費の徴収

- (6) 広報委員会
 - ・演奏会の広報物の作成
 - ・演奏会の広報計画、入場券の販売計画の作成
 - ・入団勧誘案内
 - ・機関紙発行
 - ・ホームページの管理更新

- (7) 技術委員会
 - ・効果的な練習及び演奏技術の向上に関すること
 - ・インスペクターと連携し、練習計画および演奏会におけるエキストラ計画に関すること
 - ・各演奏会の実行委員長と連携し、演奏会における選曲に関すること

第20条（実行委員会） 演奏会の円滑な実施及び特に必要な事業実施のため、非常任委員会として実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会の設置については、運営委員会においてこれを定める。

3 実行委員会の構成員は、実行委員長の判断で決定し、常任委員の会務とは兼務してもよい。

第6章 会 計

第21条（資産） この団の資産は、次のとおりとする。

- (1) 団費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

2 この団の資産は団長が管理する。

第22条（事業計画及び会計） この団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会計委員が作成し、運営委員会及び総会に付議するものとする。

2 この会の収支決算は、会計委員が作成し、事業報告書及び団員の異動状況とともに、監事の意見を付け、運営委員会及び総会に付議するものとする。

第23条（会計年度） この団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条（雑則）

この団則の施行に関し、必要な事項は運営委員会の議決を経て別に定める。

- 付則
- 1.この団則は、1973（昭和48）年10月1日（発足時）より施行する。
 - 2.この団則は、1978（昭和53）年6月1日より改正施行する。
 - 3.この団則は、1983（昭和58）年5月28日より改正施行する。
 - 4.この団則は、1993（平成5）年9月17日より改正施行する。
 - 5.この団則は、1994（平成6）年4月15日より改正施行する。
 - 6.この団則は、2003（平成15）年9月12日より改正施行する。
 - 7.この団則は、2013（平成25）年4月1日より改正施行する。
 - 8.第8条の一部について、2021年（令和3年）4月16日より改正施行する。
 - 9.この団則は、2022（令和4）年4月22日より改正施行する。

山梨交響楽団入団規定

第1条（目的） この規定は、団則第6条の入団規定について定める。

第2条（入団） この団の団員として入団しようとするものは、入団申込書を団長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第3条（団費） 団員は団費を毎月納入するものとする。ただし、前納についてはこの限りでない。

2 団費の額については、総会の議決による。

【団費の額】 正 団 員 月 額 2,000円

学生団員 月 額 1,000円

3 新入団員は、入団届が提出された翌月から団費を支払う義務を負う。

第4条（義務） 団員は、第3条に定める団費の納入のほか、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 合奏技術の維持向上に努めること。
- (2) やむを得ない事情を除き、団の行事に参加すること。
- (3) 常任委員会のいずれかに属し、団の運営に積極的に参加すること。

第5条（退団） 団員は退団届けを団長に届け出ることにより、任意に退団することができる。この場合、団員は届け出をもってこの団に対する権利を失い、義務を負わない。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 退団しようとする団員は、退団を届け出る日の属する月までの団費を支払う義務を負う。

第6条（団員の資格喪失） 団員は、次の各号の一に該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 退団したとき
- (2) 2年以上団費を滞納したとき
- (3) 死亡、あるいは失踪宣言されたとき
- (4) 除名されたとき

第7条（除名） 団員が、次に掲げるいずれかに該当したとき、総会において3分の2以上の議決を経て、除名することが出来る。ただしその団員に対し、議決の前に本人に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この団の団則に違反したとき
- (2) この団の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

付則 この規定は、平成25年4月1日より施行する。

2 この規定のうち6条の1項は、平成29年4月14日より改正施行する。

3 この規定は令和4年4月22日より改正施行する。

※ただし休団制度廃止における総会での議決前に休団した者については、休団届け提出後2年間は施行の対象としない

山梨交響楽団顧問規定

第1条（目的） この規定は、団則第14条の顧問に関する事項について定める。

第2条（顧問の任務） 顧問は、山梨交響楽団の運営、音楽資質の向上について、運営委員会の諮問に応じ、顧問会議において意見を述べるものとする。

第3条（顧問の委嘱） 顧問は運営委員会の発議により総会に諮り、総会の決議により委嘱する。

第4条（委嘱期間） 顧問の委嘱期間は2年とする。ただし再委嘱は妨げない。

第5条（顧問会議） 顧問会議は、顧問並びに運営委員をもって構成する。

第6条（顧問会議の招集） 顧問会議は、運営委員会の諮問に基づき、団長が招集する。

第7条（顧問会議の議長） 顧問会議の議長は、団長がこれにあたる。

付則 この規定は、平成25年4月1日より施行する。

山梨交響楽団事務局設置規定

第1条（目的） この規定は、団則第15条の事務局の設置について定める。

第2条（設置場所） この団の事務局を、山梨県中巨摩郡昭和町飯喰1562-11（小川方）に設置する。

付則 この規定は、平成25年4月1日より施行する。
この規程は、平成30年4月14日より改正施行する。
この規定は、令和4年4月22日より改正施行する。

山梨交響楽団慶弔規定

第1条（目的） この規定は、山梨交響楽団関係者の慶弔について定める。

第2条（金額） 慶弔の内容、金額は次のとおりとする。

- | | | |
|----------|---|---------------|
| 1. 結婚祝い金 | 団員が婚姻した場合 | 3,000 円 |
| 2. 傷病見舞金 | 団員が入院（健康診断またはこれに準ずる場合を除く）または10日以上
の自宅療養（同一傷病の場合は、最初の自宅療養に限る）を要
する場合 | 5,000 円 |
| 3. 弔慰金 | (1) 団員が死亡した場合 | 30,000 円 |
| | (2) 配偶者が死亡した場合 | 10,000 円 |
| | (3) 父母及び子（養父母及び養子を含む）が死亡した場合。 | 5,000 円 |
| | (4) 梨響賛助会員が死亡した場合 | 10,000 円 |
| | (5) その他団長が認める場合 | 3,000～5,000 円 |
| | (6) 生花等（上記1～3及び団長が認める場合） | 15,000 円 |

付則 この規定は、平成25年4月1日より施行する。

○弔慰金に関する覚え

賛助会世話人会役員においては下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 本人が死亡した場合 | 10,000 円 |
| (2) 配偶者が死亡した場合 | 5,000 円 |
| (3) 父母及び子（養父母及び養子を含む）が死亡した場合。 | 5,000 円 |
| (4) 生花等（本人の場合のみ） | 15,000 円 |

山梨交響楽団賛助会に関する規約

前文

山梨交響楽団は 1973（昭和 48）年 10 月に結成され、翌年 3 月の第 1 回定期演奏会を皮切りに「県民の県民のためのオーケストラ」を目指して、地道な練習と演奏活動を続けています。県民の中から「後援会をつくり外部からも梨響を応援し、梨響を中心とした大きな県民の輪をつくろう」という声が高まり、賛助会を発足させることとしました。

第 1 条（目的） この規定は、山梨交響楽団賛助会（以下「この会」という）について定めます。

第 2 条（会員資格） 山梨交響楽団の活動に賛同していただく個人及び法人とします。

第 3 条（入退会） この会への入会、退会は随時可能とします。

2 この会の会員として入会しようとする場合は、所定の入会申込書を山梨交響楽団 団長（以下「団長」という）に提出し、賛助会費を納入して頂くものとします。

3 この会を退会しようとする場合は、その旨を団長に通知して頂くものとします。

第 4 条（会費） この会の会費の額については、次のとおりとします。

年額 個人会員 ー□ 10,000円

法人会員 ー□ 50,000円

2 会費の納入は、毎年所定の専用の振込票により納入をお願いするものとします。

3 10 月 1 日以降の新入会員の会費は、次年度分として取り扱うものとします（会員資格は入会日より有効です）。

第 4 条（会費使途） この会の会費は、山梨交響楽団の技術向上の費用として使用させて頂きます。

第 5 条（会計年度） この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとします。

第 6 条（会員特典） この会の会員は、山梨交響楽団の定期演奏会にご招待するとともに定期演奏会プログラムにご芳名を記載します。

2 山梨交響楽団の公演案内、賛助会便り等の広報物をお届けします。

3 「賛助会員の皆さまへの感謝の集い」を開催します。

第 7 条（世話人会） この会の運営のため、世話人会を置くこととします。

2 世話人会は、この会の運営に関する事項を決定します。

3 世話人は次の 13 名に委嘱し、任期は特に定めないこととします。

浅川豊夫《昭和音楽大学大学院教授》

飯島 忠《ミナヨグループ会長》・・・監事

上原重樹《印傳屋上原勇七社長》

小川昭夫《第 2 代団長》

小林聰一郎《(株)ビーイングコーポレーション会長》

澤登正己《公認会計士》

関岡 真《第6代団長》

高野孫左衛門《吉字屋メセナファンド会長》・・・代表世話人

七澤秀人《第4代団長》

野口英一《山日YBSグループ会長》

深澤信夫《(株)光・彩 創業者、相談役》

矢澤孝樹《ニューロン製菓(株)社長》

依田道彦《第3代団長》

第8条（事務局） この会の事務局は、団長が務めることとします。

付則 この規約は、平成25年4月1日より施行します。

平成28年4月1日一部改正

令和2年2月1日一部改正

令和4年4月22日一部改正

山梨交響楽団楽器管理規定

第1条 目的

1 本規定では山梨交響楽団(以下:当団)で所有する楽器を明確にし、楽器貸出に関する手順を明確にする”

第2条 対象

- 1 規定の対象となる物品の範囲は当団に帰属する楽器及び備品(以下:対象品)とする
- 2 対象品は楽器係がリストを作成し変更の都度更新を行う
- 3 対象品は年に一度楽器係にて所在を確認する
- 4 対象品の管理は楽器係がその責を負うものとする
- 5 次項以降に定めのない事案について対応する場合は団長または副団長と協議の上対応を行う

第3条 対象品の貸出

1 山梨交響楽団主催の公演に参加するにあたり楽器または備品を借用する場合、借用申請を行う者(以下:借用者)は、借用開始日迄に「借用申請書」を楽器係に提出する”

山梨交響楽団主催の公演とは下記の通り

- ・年間行事で総会で承認された公演
- ・団長の判断で主催と認められた公演

借用者は「借用申請書」提出後楽器係または代理者より借用対象品を受領する

代理者とは下記の通り

- ・団長または副団長
- ・主管パートのパートリーダー(以下:パートリーダー)

2 山梨交響楽団主催以外の行事で楽器または備品を借用する場合、借用者は借用開始 1 か月前迄に「借用申請書」を楽器係へ提出する”

楽器係は団長または副団長と協議し、2 週間前までに楽器借用の可否を借用者へ連絡する

3 借用者は借用期間終了後借用品を現状復帰した上で速やかに楽器係または代理者まで返却する

4 貸出期間中に損等が発生した場合、借用者は速やかに楽器係まで連絡後「破損報告書」を作成し「修理概算見積」と共に楽器係へ提出する”

5 貸出期間は最長 1 年間とし、1 年を超えて借用する場合には年度開始 1 か月以内に借用申請書を作成し楽器係へ提出する”

第4条 対象品の依頼保管

1 倉庫に保管できない対象品については楽器係より依頼された者(以下:保管者)に保管を依頼する

2 保管品の使用について保管を依頼された者(以下:保管者)の判断でこれを認める

3 保管中に破損等が発生した場合、保管者は楽器係へ速やかに連絡する

第5条 対象品の購入

1 楽器予算内で対象品を購入する場合、楽器係は事前に団長または副団長と協議し購入可否を決定する

2 楽器予算を超過して対象品を購入する場合は運営委員会にて協議し購入可否を決定する

第6条 対象品の修理

1 「破損報告書」「修理概算見積」を元に修理が必要な対象品(以下：修理品)について、楽器係は下記内容を団長または副団長、及びパートリーダーと協議し決定する”

修理品協議内容

「故意過失」か「経年劣化」か

修理の緊急性

修理の可否

2 故意過失の場合は借用者または保管者の責任において修理を行う

3 経年劣化の場合は当団の費用で修理を行う

4 修理が決定された場合、借用者または保管者は修理の手配を行い修理を依頼する

5 当団で費用を支払う範囲は修理部分とし、その他交通費等の経費については借用者または保管者の負担とする

6 修理費用が確定した段階で借用者または保管者は支払いを行う前に金額を楽器係へ連絡する

上記連絡を行わずに支払いを済ませた場合、超過分が発生してもその差金額の補填は行わない

7 修理終了後、借用者または保管者は楽器を受領後領収書を受領し楽器係へ提出する
楽器係は内容確認後領収書を会計に渡し支払の処理を行ってもらう

第7条 対象品の除却

1 下記の項目に該当する対象品について、楽器係は団長または副団長及びパートリーダーと除却の可否を協議し決定する”

対象条件

①汚損等が激しく使用に耐えられる状況への復帰が望めないもの

②10年以上使用実績のないもので今後も使用予定がないもの

③その他保管に不適當と思われるもの

2 上記協議で廃棄が決定した対象品について運営会議にて報告する

3 報告終了後楽器係は除却に向けた準備として下記内容を検討し決定する

①引取ってくれる団体

②引取ってくれる個人

③回収を行ってもらえる業者

4 除却先候補決定後、楽器係は除却方法について団長または副団長に報告し承認を得る

5 除却先承認後楽器係は廃棄品の廃棄を行う

6 廃棄により金銭が発生した場合、明細書と共に会計へ提出する

7 廃棄により費用が発生した場合、楽器予算より支払うものとする

第8条 本規定の適用

1 本規定は2018年度総会の承認を以って、2018年4月1日に遡り発効するものとする